



令和4年 (2022年) 1月20日(木)

No. 15577 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆普通名称性の立証に関する言語学的アプローチ  
ーコーパス法言語学の試みー (上) …………… (1)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (7)

# 普通名称性の立証に関する言語学的アプローチ(上)

## ーコーパス法言語学の試みー

弁護士法人内田・鮫島法律事務所 リサーチャー 目白大学外国語学部英米語学科 専任講師 五所 万実<sup>1</sup>  
(監修) 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士 鮫島 正洋

### 1. はじめに

本稿は、商標の普通名称性に関し、より需要者の言語実態を反映させた立証方法を検討するものである。米国では、例えば需要者アンケートなど、需要者の言語知識や使用状況を実証的に示す研究が進んでいる。一方、日本の裁判実務ではそうしたアプローチが採られることはあまりなく、方法論の確立にも至っていない。そこで本稿では、コーパスという実

際に産出された言語データを分析し、法的判断に応用する「コーパス法言語学」とも呼べる研究枠組みから、実証的かつ科学的な普通名称性の立証方法を提案する。

本稿の構成は、次の通りである。2節で本研究の位置づけを行い、3～4節で普通名称化という意味変化現象について理論的側面から捉え、5節で判断基準の法的枠組みを示す。続く6～7節では、これ



### 新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054  
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544  
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> [mailosaka@giplaw-osaka.co.jp](mailto:mailosaka@giplaw-osaka.co.jp)

代表弁理士 山下 託嗣  
代表弁理士 村井 康司  
代表弁理士 加藤 秀忠  
弁理士 堀川 かおり  
弁理士 元山 雅史  
弁理士 小野 健太郎

弁理士 青木 沙織  
弁理士 石川 貴之  
弁理士 小林 亜子  
弁理士 黒川 惇  
弁理士 宮垣 文晴  
弁理士 岡崎 信治  
弁理士 吉田 新吾

弁理士 夫 世進  
弁理士 金田 祥子  
弁理士 古賀 稔久  
弁理士 松山 習  
弁理士 西尾 剛輝  
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介※  
弁理士 香山 良樹  
弁理士 小出 宗一郎  
弁理士 三崎 正輝※  
弁理士 魯 佳瑛  
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

弁理士 川分 康博  
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男※

中国弁理士 鄭 徳虎  
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

韓国弁理士 朴 沼泳  
日本弁理士

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)